

曾於市写真コンテストを開催！

曾於市は豊かな自然環境に恵まれ、農林畜産業が基幹産業の街です。また、先人たちより大切に引き継がれた文化財、曾於市の恵みを存分に味わうことのできる道の駅など、観光資源も豊富です。

この写真コンテストはそんなシャッターチャンスにあふれた曾於市の魅力をあなたの写真で表現していただき、入賞作品を活用して市内外へ広報することを目的に開催します。



募集テーマ

市内で撮影された自然・景勝地・伝統文化・郷土芸能・史跡・神社・仏閣・人々の暮らし（農林畜産業風景）など曾於市をアピールできる写真

応募作品

四つ切またはワイド四つ切に限りです。デジタルカメラの作品も同サイズのプリントとします。

募集条件

- ① 市内外、プロ・アマチュアは問いません。
- ② 未発表の単写真に限りです。
- ③ お1人様何点でも応募できますが、入賞作品は1人1点とします。
- ④ 入賞作品は、原版（ネガ・ポジフィルム・バックアップデータ等）を提出していただきます。原版を提出いただけない場合は、入選を取り消します。
- ⑤ 入賞作品の版權は、主催者に譲渡していただくことを条件とします。（今後、曾於市のパンフレット、ポスター、ホームページ等）に使用します）
- ⑥ 被写体が人物を主題にされた作品については、本人（被写体）の承諾を得た上でご応募

ください。主催者は、肖像権侵害等の責任は負いません。

- ⑦ 万が一、第三者と紛争が生じた場合は、応募者自身の責任と費用負担によって解決していただきます。

- ⑧ デジタル写真も可（ただし画像処理したものは認めません）

応募方法

左記を記入した応募票を作品の裏面に貼り付けてください。

- ① 氏名、② 住所、③ 年齢、④ 性別、⑤ 電話番号、⑥ 作品名、⑦ 撮影場所、⑧ 撮影年月日、⑨ カメラ名、⑩ レンズ（ミ）、⑪ 露出（プログラムオート、絞り優先、シャッター優先、マニュアル）をご記入の上、F値、S値、ISO感度を記入）を記入した自作の応募票で可。

応募期間

平成24年1月5日～1月31日まで（当日消印有効）

審査

熊副 穰氏

日本写真家協会会員

各賞

市長賞	1点	10万円
議長賞	1点	5万円
優秀賞	2点	2万5千円
入選	10点	1万円



応募・お問い合わせ先

〒899-8692

鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地

曾於市役所企画課

「写真コンテスト」係まで

☎0986-76-8802

選考結果

2月21日までに直接入選者本人に通知します。電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

作品の返却

入賞外の応募作品で返却を希望する方は、2月29日（土・日・祝日除く）までに曾於市役所企画課広報統計係（2階）まで直接取りに来てください。郵送にて返却を希望される方は、着払いにて送付しますので、事務局までご連絡ください。

概要

所在地：曾於市大隅町月野 7135 番地 1
(月野小学校となり)

募集戸数：2 戸 (木造平屋)

入居可能日：平成 24 年 4 月 1 日 (予定)

※住宅使用料は最低額を掲載、月収額により段階的に増加します。

下岡団地(大隅)の新築住宅入居者募集について

新築の市営住宅の入居者を募集します。

お問い合わせ先

建設課・建設水道課

大隅 ☎ 099-482-5953

末吉 ☎ 0986-76-8811

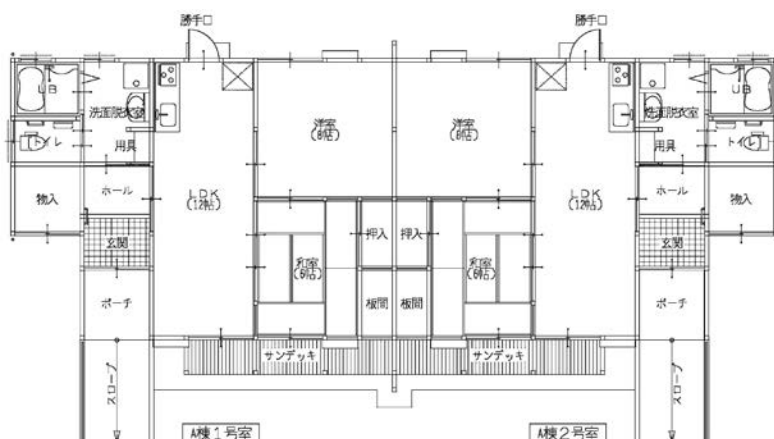
財部 ☎ 0986-72-0941



団地名	室名	間取り	1戸当り床面積	戸数	住宅使用料
下岡	1号	2LDK	64.5㎡	1戸	21,600円/月から
	2号	2LDK	64.5㎡	1戸	21,600円/月から

- 【申込者資格】
- ① 申込者は成人であること
 - ② 原則として、夫婦（婚約者及び内縁関係にある方を含みます。）または親子を主体とした家族であること。
 - ③ 申込者または同居者が暴力団員でないこと。
 - ④ 月収額が基準額以内であること。
- 一般世帯…
月収額15万8千円以下
高齢者等世帯等…
月収額21万4千円以下
※月収額Ⅱ（世帯の年間合計所得額―各控除額）／12
※詳しい内容等についてはお問い合わせ下さい。

- ⑤ 現在住んでいる住宅の家賃及び税等の滞納をしていないこと。
 - ⑥ 住宅に困窮していること。
 - ⑦ 入居しようとする人の中に住宅を所有している人がいないこと。
- 【申し込み受付】
受付期間
1月10日（火）～2月24日（金）
午前8時30分～午後5時15分
（土・日曜・祝日を除く）
受付窓口
○大隅支所建設水道課 管理係
○末吉本庁建設課 管理係
○財部支所建設水道課 管理係
申込方法
受付窓口にて「市営住宅入居申



- 込書」が準備してありますので、次の書類を添えて、本人または同居親族が提出してください。
- 申込添付書類
- ① 住民票謄本
 - ② 納税証明書（世帯員全員分）
 - ③ 所得証明書（世帯員全員分）
- 抽選
応募者数が募集戸数を超えるとき、公開の抽選において当選者・補欠者を決定します。



地域振興住宅イメージ

地域振興住宅の入居者募集について

地域の活性化を目的に、市外から曾於市に定住希望する入居者を募集して、新築賃貸住宅を供給します。

お問い合わせ先

建設課・建設水道課

末吉 ☎ 0986-76-8811

財部 ☎ 0986-72-0941

大隅 ☎ 099-482-5953



地域振興住宅の概要

①建設対象地域

市内全域（旧3町の市街地を除く）

②構造 木造平屋建て

③間取り 3LDK・4LDK

④月額家賃 2万1千円以内

⑤入居可能時期 平成25年3月予定

⑥募集予定戸数 10戸

地域振興住宅の建設地

①市内の市有地

②市内に新たに取得する市有地

申込資格

①申し込み時に世帯主または配偶者（婚約者を含む）が、おおむね40歳以下で、2年以上市外に住民登録があること。

②市内定住の意思があること。

③同居親族（婚約者を含む）があること。

④義務教育中の子どもがいることまたはその見込みのあること。

⑤自治会に加入し、地域行事などの活動に積極的に参加できること。

⑥税等を滞納していないこと。

⑦申込者または同居者が暴力団員でないこと。

受付期間

1月10日（火）～3月30日（金）
午前8時30分～午後5時15分
（土・日・祝日を除く）

受付窓口

○末吉本庁建設課 管理係

○財部支所建設水道課 管理係

○大隅支所建設水道課 管理係

申込方法

右記の受付窓口にて「地域振興住宅入居申込書」が備え付けてありますので、次の添付書類を添えて、本人または同居親族が窓口にて提出してください。なお、郵送での申し込みは、受付期限日の消印まで有効とします。

申込添付書類

①住民票謄本

（本籍地まで記載されたもの）

②納税証明書（滞納がない証明）

③所得証明書

入居決定者の選考

地域振興住宅入居者選考審査会の意見を聴いて、入居順位を決定します。入居順位を決め難いものについては、公開抽選により決定します。

※入居順位については今年度限りの順位となります。

※地域振興住宅は将来入居者への払い下げが可能です。

※応募者が募集戸数に満たない場合における申込資格の緩和措置

応募者が募集戸数に満たない場合、申込資格①の市外住民登録が2年未満または、市内在住の方も申込資格を有することとしております。

希望される方は受付窓口までご連絡ください。

【申込から入居までの手続き】

①窓口・郵送申し込み
申込者へ「受付番号通知書」を送付します。

②入居者の選考審査・決定

入居資格の確認後、「入居者選考審査会」を経て、入居順位を決定し、応募者へ通知します。

③入居確約書の提出

入居決定者は、これから建設する住宅に入居する確約書を提出していただきます。

④住宅の建設

土地購入・造成・住宅建設

⑤住宅への入居

誓約書の提出、敷金の納付、鍵の引渡し

平成24年度(23年分) 市県民税等の申告

お問い合わせ先

税務課・各支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8804

大隅 ☎ 099-482-5922

財部 ☎ 0986-72-0932



平成24年度(平成23年分)の市県民税等の申告時期が近づいてきました。もう申告の準備はお済みですか？まだの方は、収入の明細書、領収書等を整理して、申告の準備をしましょう。申告が必要かどうか分からない方は、税務課・各支所地域振興課税務係までお問い合わせください。

あなたは申告が必要？

スタート

平成24年1月1日現在、
曾於市に住所を有していましたか？

はい

平成23年中に収入がありましたか？

はい

税務署へ所得税の確定申告をしますか？

いいえ

給与所得者(※)ですか？
※日雇い労働者は**申告が必要です！**

申告が必要です！
給与以外の所得が20万円以上の場合、
税務署へ確定申告してください。

公的年金の所得のみですか？

いいえ

営業所得・農業所得(自家消費米含む)
・不動産所得などの所得はありますか？

いいえ

給与・営業・農業・不動産・公的年金以外
の収入はありますか。
(例：遺族・障害年金、失業保険など)

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

はい

はい

はい

はい

はい

はい

いいえ

はい

はい

はい

はい

はい



はい



いいえ

平成24年1月1日現在、住所を有していた市町村で申告してください。

申告が必要です！

申告がないと所得がないことを証明できません。国民健康保険税の軽減・所得証明の発行等ができなくなる場合があります。(税上の扶養に入っている方は除く)

住民税の申告は不要です！

給与のほかに農業(自家消費米含む)・営業・不動産・年金・報酬等の所得がありましたか？

はい

はい

いいえ

勤務先が給与支払報告書を市役所に提出していますか？

はい

申告は不要です！

ただし、年末調整をしておらず、扶養控除や社会保険料控除等の所得控除を受ける場合は申告してください。

申告が必要です！

申告が必要かどうか税務課へご連絡ください。

農業所得の申告について

自分で計算をすると、
効率的で経済的な経営につながります。

お問い合わせ先

税務課・各支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8804

大隅 ☎ 099-482-5922

財部 ☎ 0986-72-0932



農業所得の申告

農業所得の申告を自分で計算をすると、1年間の経営状況がわかり、資料として非常に役立ちます。また、効率的で経済的な経営ができるようになりますので、必ず自分で計算をしましょう。
下記の農業所得の計算の流れを参考にして、計算をしてみてください。

収入に関する書類の準備は
終わりましたか？

【必要書類】

農作物の出荷証明書（明細書等）・肉用牛売却証明書・せり市計算書・収入が分かる帳簿

経費に関する書類の準備は
終わりましたか？

【必要書類】

領収書等・支払帳簿

収入の合計額は計算しましたか？

各種類の農作物ごとに合計額を計算します
※消費税込みの金額です

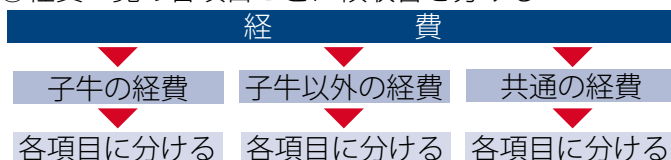
【例】

子牛の販売収入の合計額・親牛の販売収入の合計額
米の販売収入額の合計額・農作物の販売の収入額

経費の計算をしましたか？

経費の計算のポイント

- ①領収書を3種類（子牛の経費・子牛以外の経費・子牛と子牛以外の共通する経費）の経費に分ける
- ②経費一覧の各項目ごとに領収書に分ける



用紙に金額を記入してください

経費一覧表

項 目	内 容	項 目	内 容
雇 人 費	雇っている方へ支払った賃金	農 具 費	購入価格が10万円未満、もしくは使用できる期間が1年未満の農機具の購入費
小 作 料	借りている農地の賃借料（モミ等含む）	農薬衛生費	農薬の購入費や航空防除などの負担金
賃 貸 料	農地以外の農業機械などの賃貸料	諸 材 料 費	ビニール、縄など農業資材の購入費
減価償却費	購入価格が10万円以上の農業機械など	修 繕 費	農機具などの修理費
利子割引料	農業機械などを購入するために借り入れた資金の利息	動力光熱費	農機具等の燃料や農業用の水道代
租 税 公 課	農作業で使用する自動車の税金、田・畑・牛舎等にかかる固定資産税など...	作業用衣料費	農作業時の作業服・長靴などの購入費
種 苗 費	種もみ、苗、種芋などの購入費	農業共済掛金	牛や水稻の共済掛金など
素 畜 費	子牛（母牛用以外）、子豚などの購入費	荷造運賃手数料	梱包の材料代、市場手数料、運賃、検査料など
肥 料 費	肥料の購入費	雑 費	上記項目に該当しない経費
飼 料 費	家畜飼料の購入費		

※必要経費は、この項目ごとに整理して計算してください

年金移動相談所開設日

期 日	時 間	場 所
1月18日 (水)	午前10時～ 午後3時	末吉支所 1階会議室

○鹿屋年金事務所による移動相談所が開かれます。
日程・場所は上記のとおりです。
相談は無料ですが、予約が必要です。

国民年金のはなし

- ・年金移動相談所を開設。
- ・20歳がスタート「国民年金」！

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課
末吉 ☎ 0986-76-8805
大隅 ☎ 099-482-5923
財部 ☎ 0986-72-0934



20歳から国民年金

新成人の皆さん、おめでとうございます。

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残った時や一家の働き手が亡くなった時など、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

加入の手続きは、市役所国民年金係または年金事務所へお尋ねください。ただし、20歳前に就職して厚生年金等に加入中の方は、加入手続きは不要です。

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますのでご相談ください。

年金手帳は大切に保管しましょう！

国民年金や厚生年金に加入すると、基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などが、この番号で管理されます。

年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管しましょう。

日	月	火	水	木	金	土
1/1 元 日	2	3	4	5 ひろば	6 親子	7
8	9	10 ひろば	11	12 ひろば	13 親子	14
15	16 ひろば	17 ひろば	18	19	20 親子	21
22	23 講座	24 講座	25	26 ひろば	27 親子	28
29	30	31 ひろば				

※子育て支援センターは、園庭開放・育児相談を実施しています。

園庭開放：午前10時～午後3時（月曜日～金曜日）

育児相談：午前9時～午後4時（月曜日～金曜日）

親子ふれあい遊び

●会場：子育て支援センター

●会場：弥五郎伝説の里

午前10時～午前11時30分

子育てひろば

●会場：末吉総合センター

●会場：財部保健福祉センター

午前10時～午前11時30分

育児講座

●会場：弥五郎伝説の里（24日）

財部保健福祉センター（23日）

午前10時～午前11時30分

子育てふれあいひろば

- ・23日と24日は育児講座を開催します。
- ・17日の子育てひろばは末吉総合体育館で開催します。

お問い合わせ先

曾於市地域子育て支援センター
大隅 ☎ 099-482-6125（直通）
子育て携帯サイトすまいるキッズ
<http://www.smile-kids.jp/sooshi>



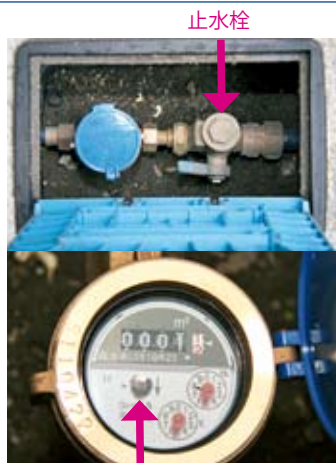
育児講座

1月23日（月）10時30分～11時30分

分は、財部保健福祉センターで曾於市栄養士の春山泰子さんを講師に招き、「パクパクキング（親子で簡単クッキング）」を行います。

当日はエプロン、三角巾をご持参ください。あかちゃんから就学前のお子様まで、親子一緒ならどなたでも参加できます。

また、1月24日（火）は大隅弥五郎伝説の里で、田鍋いずみ先生を講師に招き、「ベビービクス」を開催します。対象は1歳未満児親子です。動きやすい服装で、バスタオル、飲み物（お茶）などご持参ください。



パイロット

冬は凍結等の影響により一年で最も漏水が発生する時期です。予防をして漏水が発生しないように、発生してもすぐ発見できるように定期的な確認をお願いします。

凍結予防の方法

漏水は給水管の劣化によるものと凍結や振動による破損が主

水道の漏水防止対策

定期的を確認しましょう

お問い合わせ先

水道課 各支所建設水道課
末吉 ☎ 0986-76-1111(代表)
大隅 ☎ 099-482-1211(代表)
財部 ☎ 0986-72-1111(代表)



な理由としてあげられます。給水管の露出部分に「保温テープ」を巻いたり「夜間に水を少しずつ出したり」することで予防できます。長期間外出される場合は、「止水栓」を止めて外出されることをおすすめします。

凍ってしまったら

水道管にタオルをかぶせ、その上からゆつくりぬるま湯をかけてください。急に熱湯をかけると、蛇口や水道管が破裂する恐れがあり危険ですので、ゆつくりと溶かしてください。

漏水の確認

家庭で全く水を使用していないのに水道メーターの「パイロット」が回っていたら漏水が発生しています。漏水は地中が見えないところでも発生しますので定期的な確認が大切です。

漏水の修理

漏水がありましたらお近くの水道業者「曾於市水道事業指定給水装置工事業者」へ修理を頼んでください。なお、修理費用はお客様の負担となりますが、水道料金は状況により減免制度が利用できる場合があります。詳細は水道業者もしくは水道課へお問い合わせください。

景観行政団体

平成 23 年 11 月 1 日から活動



お問い合わせ先

建設課
☎ 0986-76-8811 (直通)



市役所に隣接する向江公園

曾於市は、大淀川流域や菱田川流域に広がる地域で自然豊かな大地を有し、高千穂峰をはじめとする霧島山系を仰ぎながら豊かな自然景観と歴史的・文化的景観に恵まれた地域です。これら市民の心に根付く重要な景観の魅力と課題を市民と行政が共有し、美しい景観を守り・育て、そこに住む人々にとって愛着と誇りを育む個性豊かなまちづくりに継続的に取り組んでいかなければなりません。

また、地域の特性に調和したまちづくりを図るため日常どこでも目にする屋外広告物の氾濫の規制等、景観法に基づく取り組みを推進します。

その第一歩として、11月1日をもって曾於市は景観行政団体となり、景観計画等を作成します。



住宅の新築・購入、おめでとうございます！

住宅取得祝金等支給制度について

曾於市では、人口減少に歯止めをかけるため、また、市内商工業の活性化を図るために、住宅取得祝金等支給制度を始めました。4月1日以降に住宅を取得された方で、対象者となる方は、申請をしてください。

お問い合わせ先

末吉本庁	企画課	まちづくり推進係	TEL	0986-76-8802
大隅支所	地域振興課	地域振興係	TEL	099-482-5921
財部支所	地域振興課	地域振興係	TEL	0986-72-0931

1. 制度の目的	曾於市では、定住促進を図るため、住宅を新築または購入した方に対し、お祝として現金と市商工会が発行する商品券を支給いたします。 商品券で支給することにより、市内経済の活性化を図ることも目的としています。
2. 対象者	・平成23年4月1日以降、市内に居住するため住宅を新築または購入した方。 ※4 注意点（対象外等）を参照してください。
3. 支給の金品等	（基本の祝金等） 1. 市内業者による新築 商品券 10 万円分＋現金 10 万円＝計 20 万円分 2. 市外業者による新築 商品券 5 万円分＋現金 5 万円＝計 10 万円分 3. 未入居の建売住宅購入 商品券 5 万円分＋現金 5 万円＝計 10 万円分 4. 上記以外の中古住宅購入 商品券 2 万 5 千円分＋現金 2 万 5 千円＝計 5 万円分 （転入者加算） 5. 上記 1～4 の対象者で、転入して 1 年以内の方に対して、商品券 5 万円分＋現金 5 万円＝計 10 万円分を加算。 ※注）本市から他の市町村へ転出し、転出後 3 年以内の再転入は対象外とする。
4. 注意点（対象外等）	1. 新築・購入の日は、法務局の登記（新築・所有権移転）の日付を基準とします。 2. 新築・購入の日以後 1 年以内に申請してください。 3. 転入日以後 1 年経過してからの住宅取得は、転入者加算の対象外とします。 4. 市の定住促進住宅用分譲地への新築は、対象外とします。 5. 市税等の滞納者は、対象外とします。 6. 住宅リフォーム促進補助金、危険廃屋解体撤去補助金との併用申請は、認められません。 7. 中古住宅とは、居住が可能で耐用年数が 10 年以上見込まれるものです。

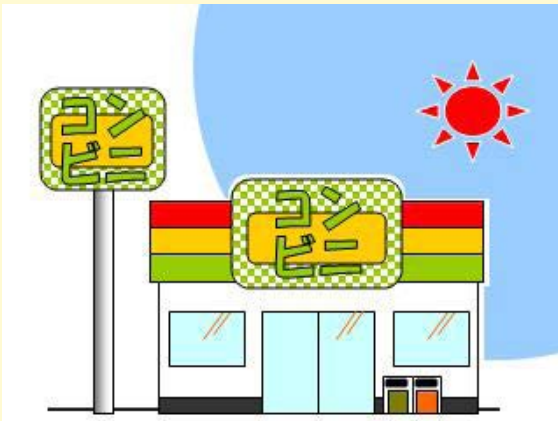


住宅の建築やお買い物は
市内のお店で！
みんなの力で、
ますます住みよいまちに！

左は 11 月 25 日に行われた
住宅取得祝金等交付式の写真

【コンビニでも市税及び使用料が納められるようになります。】

市税・使用料について、現在納付ができる各金融機関に加え平成24年4月から、コンビニエンスストアで納めることができるようになり、休日や夜間も手数料なしで納めることができるようになります。



コンビニで納められる市税及び使用料など

平成24年4月以降に発行されるバーコード印字のある納付書

- ・市県民税（普通徴収分）
- ・水道使用料
- ・固定資産税
- ・下水道使用料
- ・軽自動車税
- ・有線放送使用料
- ・国民健康保険税（普通徴収分）
- ・住宅使用料
- ・介護保険料（普通徴収分）
- ・保育料



サンプル納付書

バーコード

お問い合わせ先 曾於市役所 税務課 納税管理係 ☎ 0986-76-8804